

市議会傍聴から裁判所へ

昨日 30 日、まずは大阪市議会の都市経済委員会を傍聴した。写真の陳情書の審査が行われるからだ。選挙後初めての委員会であり、委員の挨拶があったが、大阪維新の会の若い議員らがずらりと。3 月までの委員会とは違った雰囲気であった。

写真の陳情第 29 号、大阪 IR カジノの「双方向の対話の場」と速やかな情報公開を求める陳情書、第 42 号が審査された。15 日に議会事務局に提出したものだ。坂本 IR 推進局長が陳情書に対して、市民理解に努めてきたなどと理解に苦しむ見解を表明したあと、4 人の委員による質疑に移った。

なかでも自民・市民クラブの前田委員の質疑は、私の陳情書の内容にも即したものであった。国の審査委員会の大阪 IR 認定にあたっての 7 つの条件のなかで、地域との双方向の対話を求めているが、どのような対応を考えているか。反対意見も含めて、一方向ではなく、双方向の意見交換の場が必要であると。これに対し、IR 推進局の谷岡参事は、IR 理解のためのセミナーなどを開催していくと回答。一方的なセミナーなどで、双方向の対話ができると考えられない。

質疑のあと採決に移り、維新と公明の委員は「引き続き審査」、自民など 2 人の委員は「賛成」であった。「引き続き審査」といっても、「反対」に等しいものであり、腹が立ち声を上げそうになった。維新と公明は、大阪 IR カジノ誘致について、市民が要望する双方向の対話まで反対したのである。

市役所から足早に大阪地裁に向かった。3 時から大法廷で「夢洲 IR カジノ差し止め住民訴訟」の公判が行われるからだ。原告席と傍聴席は、これまでと違って満席だった。今回から裁判所の意向で、「カジノ用地賃貸契約差し止め訴訟」と共同訴訟になったことによる。4 月 3 日提訴の後行訴訟の意見陳述が、原告と弁護士から行われた。

公判に続いて、弁護士会館で「報告集会」があった。大きな会場に大勢の人が集まり、弁護士らの説明に耳を傾けた。思い切って私も発言した。昨年 10 月、緊張して意見陳述をしたときを思い出す。裁判の前に大阪市議会を傍聴して、IR カジノ誘致に対する陳情書審査、事実上の否決について報告した。

次回公判は 7 月 12 日だ。原発賠償関西訴訟の本人尋問があり、朝から地裁に行く。

(2023 年 5 月 31 日)

